

〔公卿補任一條〕攝政正二位藤道隆 正曆四年四月口日、上表辭職、廿二、辭攝政、勅令關白萬機、除目官奏於御前行之、年四十一

〔日本紀略後十三條〕長和五年正月廿九日甲戌未剋、三條院天皇逃位讓皇太子、一條後于時皇太子春秋

九歲于時御坐上東門院令新帝外祖左大臣藤原道長朝臣攝行政事如忠仁公故事、

〔愚管抄三〕内大臣にて伊周もと内覽の宣旨かうぶりたる人にて在けるに、大納言にて御堂原道長

長はおはしけるは、道兼道隆の弟也、この伯父の大納言その器量拔群にして世も人もゆるしたりけり、我身もこの時伊周執政の臣たらば、世は亂れうせなんす、わが身を攝籙の臣におかれな

ば世はおだしかるべしとさいくと仰られけり、

〔大鏡七太政大臣道長〕女院子〇證は入道殿道長〇藤原をとりわきたてまつらせ給ひて、いみじうおもひ

申させ給へりしかば、帥殿周〇伊はうとしくもてなさせ給へりけり、みかど一條〇一皇后宮子〇定

妹、をねんごろにときめかさせ給ふゆかりに、帥殿はあけくれ御前に候はせ給ひて、入道殿をば

さらにも申さず、女院をもよからず、ことにふれて申様をおのづから心やえさせ給ひけん、いと

もほいなき事におぼしめしけることわりなりな、入道殿のよをえらせ給はんことを、みかど一條

いみじうしづらせ給ひけり、皇后宮父おと隆〇道おはしなさで、よの中をひきかはらせ給は

んことを、いと心ぐるしうおぼしめして、あはた殿兼〇道をもとみにやはせんじくだせさせ給ひ

し、されど女院のだうりのまゝのこともおぼしめし、また帥殿をばよからずおもひきこえさせ

給ひければ、入道殿の御事をいみじうまぶらせたまひけれど、いかでかくはおぼしめしおほせ

らるゝぞ、大臣こえられたる事だにいとくをしう侍りしに、ちゝおと一條のあながちにま侍り

し事なれば、いなびさせ給はずなりにしにこそ侍れ、あはたのおと一條にはせさせで、これにしも

侍らざらむは、いとをしさより御ためなんいとびなくよの人もいひなし侍らんなど、いみじう

侍らざらむは、いとをしさより御ためなんいとびなくよの人もいひなし侍らんなど、いみじう